

スウェーデンの老人福祉 —日本との比較で—

小野寺 百合子

はじめに

老人問題は日本でもスウェーデンでも最近特にやかましくいわれるようになった。だが問題の内容には両国に大きな開きがあることは明らかであるのに、とかく日本では老人福祉はスウェーデンが先進国だから見習おうとして期待をもって、視察や見学に出掛ける向きが多かった。しかし老人問題の根本が両国では明らかに異なるので、今までのところ期待ほどには直接参考にはならなかったはずである。だが今日の日本の老人問題を考えるとき最近になって俄かに（実は徐々ではあろうがスピードが速いので急激に変わったと感じられるが）変化を來したので、従来の問題も持続しながらも新しい傾向が出て来て、それがテレビや新聞などで目立つて報道されたしたことである。これはまさしく日本の老人問題がスウェーデンの型に近づいたことを示すものであって、今後この傾向は恐らく進む一方であろう。それでスウェーデンの老人福祉政策の過去から現在に至る発展過程が、今までよりもっと日本の参考になるのではないかと思えるのである。

1. 老人福祉の歴史、スウェーデンと日本

今から150年前19世紀の半ばころまでは、スウェーデンは北欧の貧乏な農業国であった。中欧南欧の絢爛たるヨーロッパ文明からは遠く離れて、大部分の国民は北欧のきびしい気候と戦いながら、原始的な貧しい生活を営む農民であった。広大な土地に少ない人口で自然に抵抗して生きつづけた農民人口は、19世紀の終わりには総人口の70%あり、必然的に彼らは互いに助け合っていかなければならなかつたので、連帶概念が自然の伝統として身についたのであろう。

家族単位では老親は労働できなくても長年の経験者として農作業の指導や生活の知恵を提供したから、家庭團欒の上座を占めていた。しかしすべての親がそなばかりとはいかないのは当然で、極貧家庭や不幸な事情の老人たちで家族の中で扶養してもらえないものも多く出た。中世にあっては教会を中心とした一教区が行政単位でもあって、教会法（最終改訂1686年）は一般国民には王権よりも有力に直接影響を与えた。教会法の中には教会は教区の中の貧民を放置してはならないという項目があり、教区当局

が収容施設、救貧院をつくって彼らを世話する義務があった。昔は食べられないほど貧乏だというのも、老いてから扶養してくれる人がないというのも本人の心掛けが悪いからというわけで罪悪とみなされたのであった。従って救貧院は一種の懲罰施設の意味をもっており、犯罪者同様に厳重な扱いの中でパジャマのようなユニホームを着せられ、強制労働を課せられた。衣食住は支給されたといえ、逃げたくても逃げられない暗い惨めなものであった。（以上はエルンスト・ミシャネックの『ソシアルブルケン』による）。こうして老人が家庭内で扶養されない場合は、地域の公的施設が公費で引受けるというシステムは早くから確立していたのである。

日本では150年前にさかのばるとやはり農業社会であって、家庭内の老親の地位は最上位であった。家族の中で嫁姑の葛藤はよく物語りとして語り伝えられるほど深刻であったとはいえ、社会問題とはならないままに推移した。家庭からはみ出した困窮老人の対策は公的には何もなく、徳川時代を通じて明治維新以降まで、唐の模倣である五人組制度（一番ヶ瀬康子著『社会福祉事業概論』）という地域住民の互助制度が唯一であった。明治時代になってからはじめて、政府こそが貧民救済をすべきであると議論したのが金井延等の学者であった（山野光雄著『福祉社会の開拓者たち』）。だが公的施設または施策は一向に出ずキリスト教団体や民間慈善事業のいくつかが漸く発足しただけであった。

このようにスウェーデンでも日本でも農業社会の間は老人は家庭内に安住できた。家庭からはみ出した老人を公的に援助するかしないかが両国の差であった。

2. スウェーデンの貧窮時代

19世紀から20世紀のはじめにかけて、スウェーデンは大変革時代を迎える間に老人問題は根本的な変化を経験し、日本との隔差は開いてしまったのである。

スウェーデンの農業人口は1850年頃には総人口の70%あったが、50年経た1900年には僅か7%に減ってしまった。（エルシスト・ミシャネック著『ソシアルブルケン』）。その理由は産業革命ではない、それ以前にこの国を襲った農業革命が第1の原因である。それまでのスウェーデン農民は厳しい気候と戦って、原始的で貧弱な農業ながらともかくも細々と安定した自給自足の生活をつづけて来たのである。そこへ大型の農業機械が導入されてから産出量が増し、農産物に商業価値が生じてきたのである。機械化のためには農地は大規模でなくてはならず、零細農民は農地を大地主に売って自分は雇用労働者にならざるを得なくなった。その上人手は大幅に余ることになり、大量の農業人口は折から始まった工場へと流れる結果となった。しかしど時の工業はまだまだこれらの流入人口を消化できるほどに発達しておらず、大量の失業者を生み、たとえ就職できても労働条件は極めて悪く一家の世帯主の稼ぎだけでは家族を養うことはできず、妻や幼い子供まで苛酷な労働をしなければならなかった。産業革命当初の工場労働者の悲惨さはヨーロッパ一帯の大問題ではあったが、小国スウェーデンは殊の外深刻で、飢餓がそれに追打ちをかけ餓死者が続出する有様となつた。政府は国民の北アメリカへの移住を斡旋し旅費の貸与を行つて、世紀の変わり目をはさんで、約50年の間に120万とも130万ともいわ

れる移民をアメリカへ送り出した。これは当時の人口4分の1に相当するといわれる。この政策のおかげでスウェーデンは一応餓死者を出す危機は乗り越えることはできたが、工場労働者の貧困は当分まだつづくのである。

3. 人口問題と老人問題

スウェーデンの若者たちはきびしい労働以外には自身のための僅かな楽しみを見出すのがやっとで、まともな恋愛、結婚、家庭生活を考える余裕は無かった。正規な結婚は金がかかり一部の裕福な階級にしかできない相談であった。そうかといって自由な同棲とか婚外出産は社会悪であって罪悪視された。それで墮胎や子殺しや金目当の養子などが横行した（エレン・ケイ著『恋愛と結婚』）。そこで正常な出産率は著しく低かった。アルバとグンナル・ミュルダール夫妻が人口減少の危機を声高に唱えたのは1935年である。政府は急拵、人口問題委員会を設置して画期的な新政策を次々と発表した。

このように貧困時代から次は人口問題に直面して、政府は老人問題を考慮する余裕はなかった。だがその間に老人を家庭内で扶養する習慣はすっかり消えていた。

農民は農業が立ちゆかなくなったとき、老親を田舎に残したまま都市へ行ったから、老人だけがとり残されて大家族の住んだ大きな家の隅にひっそりと暮らし、わずかな農作で命をつなぐ有様となった、都市へ出て工場労働者となつた者が年をとれば収入は減る一方で、都市で最低の家賃の住居であるビルの半地下階に住むのは老人ばかりであった。室内に上下水道なく、外の共同水道からバケツで水を汲込み、流水もバケツで外に捨てにいき、暖房は室内で

薪ストーブをたき、便所も外の共同使用であった（1955年国連ヨーロッパ会議におけるストックホルム市長ヤルマール・メールの演説）。こんな住居でも収入の無い老人には成立たず、住人の3分の1は公的扶助法の対象世帯であったという。それさえ無理となると公的老人ホームに収容されて全面的保護を受けることになった。当時の老人ホームは名こそホームとはなつたがまだ救貧院の名残りが濃く、老人たちはホーム収容を恐れた。それが第2次世界大戦前までの大方の老人の状態であった。

この時点における一般労働者の生活は既に大いに向上していた。1889年に党を結成し、1933年には政権を獲得した社会民主主義労働党（社民党）の努力のおかげで、失業者は遂になくなり、勤労する限りすべて相応の報酬を得られるまでに労働福祉が発展していたのであった。それで労働ができさえすれば生活の心配は無かつたのであるが、老いて働けなくなった老人への配慮まではまだ手つかずのままだった。そこへ第2次世界大戦を迎ってしまったのである。大戦中スウェーデンは遂に中立を堅持し戦禍を被ることなく無傷で残ったものの、それは生々しい努力ではなかった。隣国のノルウェーもデンマークもドイツの占領下にあり、フィンランドはソ連から2度も難題を持ちかけられて攻撃されていたから、スウェーデンはソ連とドイツの南北からの脅威を受けたのであった。国土防衛のために国王を頂点として国民は一致団結して急速に大軍備計画を立てて重税に堪えた。それで社民党が労働福祉に次いで計画していた社会福祉政策は全部ストップせざるを得なかつたのである。老人対策も大戦中を通じて大戦前の状態がつづき、最悪の者だけが公的扶助を受け、または老人ホームに収容された。老人の悲

惨な状態は日常の新聞種にもなった。戦中の危機の中ではあったが、老人の状態が余りにひどいのに政府も遂に見かねて、年金者住宅という名称の家を建てはじめた（当時の年金は67歳以上）。

4. 戦後の社会福祉の変遷

私はここで『社会保障研究』Vol. 17号No. 3, 1981年冬号の264ページ、拙稿「スウェーデンの老人福祉——平等政策の一環として」の冒頭の一部を引用しなければならない。それはエルンスト・ミシャネック著『ソシアルブルーケン』の中の言葉である。

今日の意味あいの社会福祉政策の概念を端的に言いつくすのはむずかしい……。だが次の3つの種類があるといわれている。

一、すでに援助を必要とする状態にあるものを援助する政策

二、援助を必要とする状態に陥らないように予防する政策

三、社会構造を改造する政策で、いいかえれば国民の中の異なったグループ間の収入を平均して、より以上の正義と平等をもたらすような手的を講ずる政策

エルンスト・ミシャネックとは社民党党員で、社会省の局長から、社民党内閣の国務大臣（1956～64）になった人だが、戦後のスウェーデン福祉社会建設に最も貢献した1人である。

スウェーデンは1950年にはこの3つの政策のうちの第1段階を略々完了し、第2段階の予防的政策に入っていたので、「予防」という言葉が政策の随所に見られた。1970年代には社民政権は2期の間保守連合に席を譲ったのであったが、それでもすでに第3段階の政策に邁進し

ていた社民党の政策には変更はなく、スウェーデンの世界に冠たる福祉国家建設は着々と成功していったのである。国民の中の各グループ間の平等を確立しようとする政策は、結局どの政党が政権をとっても究極の目標としたのであって、スウェーデンは大戦終了当時とは全く見違える国家を築き上げたのである。

大戦中遂に中立を守り通して戦禍を被らなかったこの国は都市も地方も、昔ながらの落ち着いた町並のままで美しい自然の風土は少しも変わらないが、ここに住む国民生活の内容は大変化を来している。この変化は外から押しつけられたものでもなく、他の模倣でも決してない。国民の創意により築き上げたものであるところに意味が深い。それを国民自身が自觉し「税金が高い」とぼやく次には「でも自分たちに戻ってくるもの」と必ずつけ加えるのは、この福祉国家を創って支えているのは自分たちという自信に国民が満足している証拠であろう。

このようにスウェーデンの社会福祉政策が第1段階から第2段階を経て第3段階に至る経過を見ると、それは驚くべき大胆な創造と実験の連続である。ではそんな創造性があの民族のどこから出てきたのであろうか。もちろん一言で言えるものではないが、あの気候に恵まれない北欧の地に何世紀もの間生きつづけた強靭なねばり強さと、住民の個々の連帯感が身についていたこと、それに優れた合理主義が加わって、どうしたらみんなが幸福に暮らしていくのだろうかと自ら考える創造性が生まれたのではないだろうか。また新しい政策を実行する前にたっぷり時間をかけて多方面の意見を微して調査研究討議するのもこの国の特徴であるが、どの政策の実行に当っても常に慎重な検討が行われているから、すべて計画的であるが、それでも実

施してみて不都合が発見されれば躊躇なく再検討する態度が「実験国スウェーデン」といわれる所以である。

第2次世界大戦終了後からひた走りに走りつづけたスウェーデンの社会福祉は、ようやく矛盾や重複や官僚化や偏重などのマイナス面が顕在化してきた。そこで政府は国民全部のより一層の平等を標榜して、1967年、国会に社会調査会と称する審議会を設置して、社会政策を根本から見直すことにしたのであった。同調査会は1974年に政策案にまとめて中間報告を発表し、450ヶ所の中央、地方の官庁や労働組合その他に配布して意見を求めた。その解答に更に公開討論の結果を加え、それを基礎にまた検討を重ねて1977年に最終報告を発表した（中間報告は社会保障研究所研究員城戸善子氏、最終報告書はスウェーデン研究所理事小野寺百合子が翻訳し、それぞれの研究所の機関紙に発表した）。

新社会サービス法案として1979/80年度国会に提出されたものは最終報告書に沿っていた。国会はこの法案をあらゆる角度から批判し多くの点で変更して1980年6月に承認した。新社会サービス法の発効は1981年1月1日であった（法案並びに法律は横浜家庭裁判所主任調査官坂田仁氏翻訳、スウェーデン社会研究所月報と家庭裁判所資料に発表した）。

新しい社会サービス法に盛られた概念は、従来理解されていた保護や処遇よりももっと広く、対象の発掘にまで及び、特に児童と青少年の福祉、老人福祉、アルコールと麻薬中毒者の問題により深く言及している。またこの法律は大きな枠組のみを示し、従来よりも一段と大きくコムーン（地方自治体）独自の裁量に委ねることになっている。

5. 戦後老人福祉の比較

以上述べたとおりスウェーデンが老人福祉に手をつけたのが戦後のことであり、その時点の老人は既に子供の扶養を全然考えに入れておらず、さりとて公的な老人対策は救貧以外何も無かったのだから、一部の裕福な老人を除いて老人イコールどん底生活の人たちであった。

第2次世界大戦が終わったとき、スウェーデンは中立を守り通したおかげで無傷で残ったが、この戦争では戦勝国も戦敗国もいずれも爆撃による荒廃が甚だしく、まず国民生活の復興にかからなければならなかった。スウェーデンは終戦直後から早速再建の援助にまわり、それで急に経済成長を遂げたのである。豊かになったスウェーデンはその富を社会福祉にまわし、武装中立のための重税をそのまま福祉政策に使うことにして、国民生活を平等にレベルアップしようと考えたのであった。それを敢行したのが社民党であった。

その時第1に着手したのが当時の貧困階級をなしていた老人たちへの対策であった。家族とは無関係に個々の老人を一市民として生活が成り立つように収入を引上げる方策であった。それには小遣い程度であった国民年金額の引上げ、老人住宅の建設、老人ホームの改増設などを意欲的に実施し、約15年の間にスウェーデンから貧困をなくすことに成功した。老人は公的年金と住宅手当で生活の基本が成立し、もはや生活保護手当の受給者ではなくなった。これで社会福祉の第1段階である救貧時代は終わり、第2段階の予防段階に入ることになったのである。

社会の福祉段階が進めば進むほど「高福祉高

負担」の言葉のとおり、その国の国民の税負担と社会保険料が増加するのは当然である。老人福祉費に限っていえば、社会の制度が整っていれば個人が老後に備えて貯金する必要がない。子から見れば自分たちの税金は高いが、社会が親を見てくれるから、扶養の義務は考えなくてよいので、自然のままの親子の愛情をもって精神面での親孝行をすればよい。親の個人扶養から社会扶養へということになるが、この理念では社会の高齢者を一律に取扱うわけで、すべての老人に最低生活を保障するという社会主義的政策の成功であり、貧困予防段階の終結である。

そこで次の第3段階の「社会の構造を改造し、国民の違ったグループ間の収入を平均にし、より以上の正義と平等をもたらす手段を講ずる政策」が必要となってきた。人々は現役時代には各個人の能力により、相続その他の諸事情により所得には高低の差がある。労働から引退して後も元の収入に見合った年金を人々に確保させるのが社会正義というものであるという考え方である。但しその所得差をなるべく少なくするように配慮するのが眞の平等政策である。スウェーデンは老人福祉政策でこの第3段階を成功させたといつてよいであろう。

その第1歩が1960年に発足した公的な付加年金制度である。これは基本年金に上のせする所得比例年金であって、共産党を除く4政党の代表から成る審議会で活発な論議の結果1957年に漸く議案として国会に提出され、国会で紛糾を見たことは有名である。これは所得比例とはいってもその算定基準となる現役時代の収入の額には上限を設け、それ以上は勘定にいれられない。

次には協約年金という劳資間で結ばれた全国

規模の私的年金が出現した。もともと国家および地方公務員の共済年金があり、企業ごとに各自まちまちの企業年金が比較的発達した国柄であったが、すべてを統一して、ホワイトカラー年金（1969年）とブルーカラー年金（1973年）と2本建てで発足した。これは2つの公的年金の上に更に上のせするものであって、3つの年金を合計したものは現役時代の収入の60%となり、年金の最高であった公務員並である。これにも算定基準に上限のあるのはもちろんである。

6. 日本の老人

日本では大東亜戦争という大混乱期を通過する間に、老親の家族扶養の概念または習慣は消えることなく戦後に引き継がれた。昭和50年代ではまだ80%以上の老人が家族と同居または同居希望していた（総務庁）。ところが日本の戦後が漸く落着きを見せ経済成長が始まると、農業社会から工業社会へと移行がはじまり、ヨーロッパの産業革命ほど急激な変化ではなかったが、人口の都市集中を見るようになった。そうすると老親を地方に残したまま若い世代の都市移入が目立ってきたが、その時には戦後の日本はすでに経済発展の途についていたから、老若両世代間で親子の別居がそれ程深刻でなく進行した。実際問題として都市生活では親子の同居扶養は困難であり不可能の場合も多いが、親子関係の心情を保つ湿っぽさは、盆暮の帰省ラッシュの現象に象徴される。また都市に定着した勤労者たちの間では年金の概念が普及するにつれて、親が子の扶養に依存する度合は減ってきたし、子も扶養の義務感を変えてきた。日本の年金制度は全体から見ればまだまだ発展途上

ではあるが、それでも一部では既に相当の程度にまで達しているし、今後の向上は期待される。将来展望として親子関係が従来と変化してくるのは当然である。

ただ、現時点における親には、現役時代に老後は子に頼るつもりで自分のために備えることなく子にばかり入れあげた者も少なくないで、今日の一般的な年金程度ではまだ子の扶養を必要とする老人の多いのは、やむを得ない。子の側からもまだ扶養義務の心情が抜けきっていないので、公的老人福祉対策に扶養義務者の収入関係がものをいうのにあまり疑問を感じないようである。

しかし日本の親子同居率が統計上明らかに減少しており、すでに50%を割ってきているのだからそれだけ扶養率も減じていることになり、確かに傾向としてはスウェーデン型に近づきつつある。それでも日本で果たしてスウェーデンのように親子の同居率が4%までも減ることがあり得るだろうか。だが予測を許さないのは日本人が親子別居し扶養という経済関係が無くなった後、純粋な親子の愛情をスウェーデン人ほどに保ちつづけるだろうかという疑問がある。統計によれば、親と別居している子が1週間のうち何度も親を訪問するか、電話をかけるか、手紙をだすかという数字では、日本人は頻度においてスウェーデン人とは比較にならないほど少ない。もちろん数字だけで愛情を計るわけにはいかない。というのは直接に目とか耳とか肌で訴えなければ愛情を確かめ得ない西洋人と、以心伝心で通じ合える日本人とを同じ俎上で比べるわけにはいかないが、それでも疑問は残る。

親子間の愛情はさておき、日本の公的福祉制度を見ると、名目上のメニューは一応全部出揃

ってはいるが、メニューの内容は日本とスウェーデンでは大分違っている。第1に福祉の対象である老人が、老人個人であるスウェーデンに対して、日本では対象となる老人にはまだ扶養義務者の有無とその所得額が問題となる場合が多い。戦後の民法改正で、戸籍法では、子が結婚すると親の戸籍を出て配偶者と新しい戸籍をつくることになっている。それでもなお公的制度の上でも、老人はなるべくなら家族の中で扶養されるべきものであって、それが不可能な場合に本人が独立できないならはじめて公的施策が行われるのが原則である。「援助を必要とするものを援助する」という第1段階の老人福祉でしかない。しかし日本の総予算に占める福祉予算の範囲内ではそれ以上を期待するわけにはいかないかもしれない。

7. 老人問題

1955年の『ロンドン・エコノミスト』紙に「スウェーデンの社会福祉の今日の問題は他国にとっては明日の問題だ」という記事があった。日本の老人福祉をとっただけでも確かに日本はスウェーデンより10年ないし20年おくれて同じ問題に直面している。そしてそれぞれの問題を解決する方法を見ると、スウェーデンは公的部門でどしどし対応したから、予算の膨張、公的資源の激増という影響が大きい。スウェーデンの国家予算の中で社会省の占める割合は28%（1990/91年度国会提出予算案）に上り、例年通り総予算の3分の1に迫り、予算の大部分は国民の所得税である。国民はその上にコムーン税（市町村税）とカウンティ税（都道府県税）を納付しているが、前者は社会福祉費、後者は国民医療費に大部分が当てられる。

日本ではスウェーデンと同時に起こってきた老人問題対策に、公費にはあまり頼れない以上、民営によるしかない。これだけの経済大国となった日本で、65歳以上の老人人口がスウェーデンを追越して12%（統計局）となったという今日、民間の老人福祉対策が大いに打出されなくてはならないところである。ただ、民営となると各種さまざまの理念の下に、思い思いの対策が実施されることになる。そこで気になるのが今日の経済繁栄を背景にした豪華なシルバー産業である。企業であるからには利益追求が主目的となり、眞の意味で老人の幸福を提供するつもりかどうか疑わしい場合が多い。最近特に目立つのがほんの一握りの老人しか対象にならない豪華版施設である。需要があるから供給があるのだろうが、老人福祉の名の下に宣伝するのは論外である。

日本では全国的に組織された社会福祉協議会があるが、老人福祉に関してはこれが果たす役割は一番大きい。全国社会福祉協議会を頂点にして各地方各地域に下部団体の○○社会福祉協議会があって、それぞれの地方自治体の福祉局や福祉部と密接な関係を保ちながら、公的福祉部門の実施運営を代行している。すなわち国家予算運営の最末端の活動に寄与しているのだから、民営というのは適当ではない。今日全国的に社会福祉協議会を地域住民への窓口として、地方自治体の福祉活動、特に老人福祉がかなり進展してきたことは事実である。中には明らかにスウェーデンをモデルにしたと認められる活動もあるが、日本独特の発想による活動も色々と芽生えていることに心強さを感じる。

8. 中間層のための福祉

スウェーデンで戦後の社会福祉発展の過程において、第1段階の救貧時代から第2段階で国民総ての収入の底上げにより貧困がなくなったとき、中間所得層の老人が一番氣の毒だった時期があった。その頃高所得層の老人たちは特別に家事使用人を雇って私的サービスを受けることができた。また公的年金しか収入のない老人たちは基本的な生活費にはこと足り、モダンな設備の整ったアパートに住めるだけの住宅手当は出たし、無料のホームヘルパーの助けがあり、それが難しくなれば整備された老人ホームの個室に無料で入れてもらえた。それが中級程度の企業年金とか少々の財産収入のある老人たちは、そのどちらにも含まれず不安で氣の毒な状態であったことを知っている。

一例を挙げると、A夫人は亡夫の社長企業年金と財産で戦中まで大きな邸宅で大勢の子供を育ててきた。戦後子供たちは次々に巣立ち、1人になった夫人は市中のアパートに移った。年齢を重ねるうちに慣れない家事が辛くなってしまい、その収入では公的ホームヘルパーには来てもらえない、特別の家政婦は高すぎた。老人ホームも公的のものには資格がなく、少数ある有料ホームは手が届かなかった。一方で元の社長付運転手夫婦は年金生活が元のレベルの暮らし向で、いざというときは何時でも老人ホームへ入れてもらえる安心感があった。結局彼女は当時やっとできはじめたサービス付きのアパートに入居が決まったと喜んでいた。しかしそれは都心を遠く離れた大団地の中の一画で、友人知人とは容易に会えなくなり、間もなく死亡した。その後スウェーデンには自慢のサービスハウスという

理想的といわれる都市型の老人住宅が出現し、老人誰でもが入れる独立性と安全性が完備していった。A夫人がそれに間に合わなかつたのが悔まれる。

今日のスウェーデンでは老人福祉というとき、所得層A, B, Cのいずれであっても、住宅、サービス、医療すべて利用者の所得の額に応じた料金で、平等に受けることの出来る仕組が確立している。例外として特別の老人たとえば最高の高官とか大企業の社長とかには、私的な道もあるにはあるが、福祉の原則は余分の料金を出したからといってより濃厚なサービスを受けることは不可能である。

今日の日本の老人福祉はスウェーデンの1960～70年代に似ている。日本でもどうやら最低の公的施策はかなり行届いてきたといってよいであろう。だが一方で最高の方は驚くほど高級な方法がいろいろと存在する。一番困まっている

のは中間層の独身または夫婦の老人世帯で、程よい程度の有料老人住宅や在宅サービスがまだ数少ない。人間が老齢になって弱っていくのは収入の多い少ないとは関係なく起こつてくる現象である。老弱の程度には個人差が大きい。すべての老人がそれぞれの弱り方加減に応じた住居なりサービスなりを自由に選択でき、所得に応じた料金を支払つていけるというのが理想的である。スウェーデンは公的な政策で老人福祉は理想に近く、見事に行われていると思われる。日本の場合スウェーデン版がそのままモデルにはならないのはもちろんではあるが、強く望まれるのは民間活動で老人福祉の平等化がもっと実現することである。それはいいかえれば中間層の老人の不安感を軽くする方策を講ずることであろうと思われる。

(おのでら・ゆりこ スウェーデン社会研究所顧問)